

和泉市ごみ分別辞典作成業務仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務名 和泉市ごみ分別辞典作成業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月10日(水)まで

2. 成果物の仕様

- (1) 判型 A4判 両面
 - (2) 紙質 マットコート紙 四六判換算 90kg
 - (3) 印刷色 表4色 裏4色
 - (4) 製本 中綴じ
 - (5) 頁数 40ページまで(表紙込み) そのうち広告は1割まで(4ページ以内もしくは各ページの1割まで)
 - (6) 数量 85,000部
 - (7) 出稿 紙原稿(ワード、エクセル、PDFデータのいずれか有り)
 - (8) 校正 校了まで(文字、色、図・イラスト、デザイン等 ※原寸による)
 - (9) コスト表記 有り
 - (10) 納品日 令和9年2月10日(水)
 - (11) 納品場所
 - ・和泉市庁舎第一分館 68,000部
(和泉市府中町4丁目11-23)
 - ・和泉市役所 生活環境担当 17,000部
(和泉市府中町2丁目7-5)
- ※数量の内訳及び納品場所は変更の可能性あり
※PDFデータ(実物と同様の仕様〈判型・印刷色・頁数〉で印刷可能なもの)も併せて納品のこと

3. 業務内容

- (1) ごみ分別辞典の企画
 - ・ごみ分別辞典の作成に必要な資料を収集・整理し、デザイン、レイアウトの検討を行う。なお、掲載内容としては、下記のことを想定している。
 - 家庭ごみの分け方・出し方のルール
 - 家庭ごみの収集日程表
 - ごみの品目別分別一覧表
 - その他ごみ分別に関連する情報
- 「その他ごみ分別に関連する情報」及び上記で指定していない掲載内容等については、各社の提案事項に対して、契約後に協議のうえで決定する。

- デザイン、レイアウトの検討段階において、委託者のチェックを受け、意見を反映させること。

(2) ごみ分別辞典の原稿作成

- (1) で収集、整理した情報をもとに、ごみ分別辞典の原稿を作成する。図・イラストの使用や文字はユニバーサルデザインを採用するなど、誰もがわかりやすいものとする。
- 原稿作成時には、委託者との協議を行い、チェックを受ける。
- 受託者は、常に委託者と緊密な連絡を取り、業務スケジュールを鑑み適宜打合せを実施するとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行うものとする。また、打合せ後に協議録を作成し、委託者に確認するものとする。

4. 業務に必要な届出書類・成果品等

(1) 業務着手時に次の書類を提出し、委託者の承認を得ること。

- 着手届
- 業務計画書

(2) 業務完成時に次の書類等を提出し、委託者の完成検査を受けること。

- 業務完了届
- 成果品（ごみ分別辞典 85,000 部、PDF データ）

5. 広告取得

受託者は、印刷物に広告を掲載することを希望する広告事業主を募集して製作することができる。なお、広告事業主を募るにあたって、事業者に対し十分な説明を行い、誤解を招かないよう広告の販売を行うものとする。また、広告はすべて受託者による取り扱いとし、その収入は受託者に属する。

広告掲載の範囲及び規制業種又は事業者等については「「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱」第3条及び第4条と同様の取り扱いとし、委託者による内容の確認及び承認を得るものとする。

掲載する広告原稿にあっては、受託者が責任をもって広告事業主に校正確認を行うものとする。

6. 損害の賠償

本業務中に、受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

7. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8. 第三者委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

9. 業務履行の確認及び委託料の支払条件

委託料の支払いの請求にあたっては、4項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払は業務完了後全額一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。

10. 成果品の検査、納品及び瑕疵

本業務は、成果品を作成・提出し委託者の検査に合格後、納品し完了とする。

本業務の完了後においても、受託者の誤植、誤謬、不備等その他の瑕疵が発見された場合、受託者は委託者の指示に従い、受託者の責任において速やかに訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

11. 成果品の管理及び帰属

受託者から引渡しを受けた成果品に対する権利は委託者に帰属するが、ごみ分別辞典に掲載する広告に関しては、受託者が広告事業主との交渉等において著作権の所在を明らかにしたうえで、受託者もしくは広告事業主にその権利を留保するものとする。

委託者が提供する行政情報以外の広告に関する苦情等については、本業務の完了後であっても、受託者が責任をもって対応すること。なお、如何なる理由を問わず、成果品に掲載する広告内容に変更等が生じた場合であっても、委託者は一切の保証及び再発行を行わない。また、受託者は委託者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。

12. 個人情報について

本事業により知り得た個人情報（特定個人情報も含む）については、本業務の終了後、すべて委託者へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。

13. 疑義

本業務の遂行に関し、委託者と受託者は常に連携を取り、本仕様書の記載にない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、解決するものとする。